

新宿区教育委員会会議録

令和6年第9回定例会

令和6年9月6日

新宿区教育委員会

令和6年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和6年9月6日（金）

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時33分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	年 綱 和 代
委 員	星 野 洋	委 員	鴨 川 明 子
委 員	的 場 美規子		

欠席者

委 員	古 笛 恵 子
-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	坂 元 竜 二	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
統 括 指 導 主 事	池 田 知	統 括 指 導 主 事	北 中 啓 勝
学 校 運 営 課 長	内 野 桂 子	教 育 支 援 課 長	関 本 ますみ
統 括 指 導 主 事	辻 慎 二		

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

議 案

日程第 1 第 3 3 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

日程第 2 第 3 4 号議案 令和 6 年度新宿区一般会計補正予算（第 6 号）（案）に関する意見について

日程第 3 第 3 5 号議案 令和 6 年度新宿区一般会計補正予算（第 7 号）（案）に関する意見について

日程第 4 第 3 6 号議案 令和 7 年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

報 告

- 1 新宿区立図書館情報システムの更新に伴う全館休館について（中央図書館長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和6年新宿区教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議には、古笛委員が欠席していますが、定足数は満たしています。

本日の会議録の署名者は、的場委員にお願いいたします。

○的場委員 承知しました。

◎ 第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改
正について

◎ 第34号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意
見について

◎ 第35号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意
見について

◎ 第36号議案 令和7年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第2
第34号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見について」、
「日程第3 第35号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意
見について」、「日程第4 第36号議案 令和7年度新宿区立幼稚園の学級編制方針につい
て」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第33号議案について説明を受け、審議を行
います。

次に、日程第2 第34号議案及び日程第3 第35号議案について一括して説明を受け、審
議を行います。

最後に、日程第4 第36号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第34号議案及び第35号議案は、令和6年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、

予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議といたしたいと思います。

第34号議案及び第35号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第34号議案及び第35号議案は、非公開により審議するものといたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座をお願いいたします。

それでは、初めに第33号議案の説明を、教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

恐れ入ります。お手元の議案概要を御覧ください。

本議案は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（東京都条例第97号）の施行に伴い、介護補償の額の改定を行うものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正内容といたしましては、介護補償について規定しております第13条につきまして、介護補償の額の改定を行うものです。

第2項第1号では、現行17万2,550円が、改正後には17万7,950円へ5,400円の増、第2号は、現行7万7,890円、これが改正後には8万1,290円へ3,400円の増、第3号は、現行8万6,280円が、改正後には8万8,980円へ2,700円の増、第4号は、現行の3万8,900円から4万600円へ1,700円の増を行うものでございます。

なお、今回、金額を増額している理由といたしましては、第1号及び第3号につきましては、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給の上昇により、第2号及び第4号につきましては、最低賃金の全国加重平均額の上昇により、介護補償の額が引き上げられたことによるものでございます。

次に、附則です。

施行期日は、令和6年11月1日です。

なお、経過措置といたしまして、現時点において公務災害補償を受けている者がいないこ

とから、適用日を令和6年9月1日としております。

また、改正前の条例により支給されている場合、その支給された介護補償は、改正後の条例による介護補償の内払とみなす規定をしております。

それでは、議案文1枚目にお戻りいただきまして、第33号議案の提案理由です。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（東京都条例第97号）の施行に伴い、介護補償の額の改定を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第33号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いをいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第33号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第33号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

◎ 第36号議案 令和7年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、第36号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第36号議案 令和7年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」御説明いたします。

恐れ入ります。お手元の議案書をおめくりいただきまして、学級編制方針を御覧ください。

まず、1の学級定員についてです。

各幼稚園の学級定員は、3歳児が20名、4歳・5歳児がそれぞれ30名です。

2の学級編制についてです。

まず、3歳児の募集につきましては、募集園数は14園14学級で、募集人数は定員数と同様の20名となります。こちら③のところに記載してございますが、入園を希望する園に兄または姉がいる幼児につきましては、一般入園希望者に優先して入園ができるという規定になっ

ています。そして④では、募集人数を超える応募があった場合に抽選を行うことと、落選した場合の補欠登録、そしてその抹消に関することを規定しています。⑤では、補欠登録した者の入園について。⑥は応募者が8名未満の場合の学級編制について規定しているものでございます。

次に、4歳児の募集について御説明いたします。

募集園数は12園12学級です。こちらは令和6年度の募集におきまして、余丁町幼稚園と落合第四幼稚園の3歳児が8名に満たなかったため、学級が編制されなかったことに伴うものです。②で募集人員につきましては、定員から進級児を除いた人数としております。③では、3歳児の入園の際に補欠登録となった者については、一般入園希望者に優先して入園することができるという第一優先枠を規定しています。

それでは、裏面に移りまして、④では、兄または姉がいる場合は、その幼児を一般入園希望者に優先して入園するという第二優先枠の規定になっております。この第二優先枠のほうは、先ほど申し上げました第一優先枠の方がいる場合は、第一優先枠の次からの順番となるものです。

なお、兄弟姉妹の優先枠に納まらない申請者が1人でもいた場合には、全員について抽選し、順位を決定するといった内容となっています。

⑤については、応募者が募集人数を超える場合には、優先を受ける者を除いて抽選とすることと、補欠登録及びその抹消について規定してございます。⑥は補欠登録者の入園に関する規定となっています。

次に、5歳児の募集についてです。

募集園数は13園13学級です。こちらは、令和5年度の募集におきまして、戸塚第二幼稚園の3歳児が8名に満たなかったため、学級が編制されなかったことに伴うものです。

なお、②の募集人数及び③の募集人数を超えた場合の抽選及び補欠登録について、並びに④の補欠登録の入園に関する規定については、4歳児と同様です。

続きまして、（4）その他です。

①では、休園中の園は募集しないこと。②では、入園承認書の発行日、確定日と呼んでおりますが、令和7年1月15日とすること。また、③では、今後学級編制方針の改正が必要と認められる状況が生じた場合は、検討を行うことを規定しています。そして、④では、進級児の考え方として、令和6年10月15日を基準日として当該園に在園して進級を希望する者とすること。⑤では、進級児は募集によらず、次の学年に在園する旨を規定したものです。

それでは、恐れ入ります、1枚目にお戻りいただきまして、第36号議案の提案理由です。

令和7年度の新宿区立幼稚園の園児募集に当たり、令和7年度の学級編制方針を定める必要があるためでございます。

説明は、以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第36号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特にないようですので、討論及び質疑を終了します。

第36号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第36号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了とします。

◆ 報告1 新宿区立図書館情報システムの更新に伴う全館休館について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○中央図書館長 報告の1、新宿区立図書館情報システムの更新に伴う全館休館についてでございます。

報告書を御覧ください。

1番、目的でございます。

新宿区立図書館につきましては、118万点以上の所蔵資料がございます。また、年間貸出資料数は272万点以上あるものでございます。所蔵資料の検索や予約ができる図書館ホームページの利用につきましては、年間約3,380万件程度のアクセスがございます。

これら区立図書館全体の資料の管理、検索、予約等を日々円滑に実行し、業務を効率的に処理するためには、根幹となる図書館情報システムを適切に維持していく必要がございます。

また、区内の3か所の関連施設、男女共同参画推進センターと新宿歴史博物館、漱石山房記念館でございますけれども、こちらにも図書館情報システムを導入し、利用者の利便性を高めているところでございます。

現在稼働中の図書館情報システムにつきましては、令和6年、今年の12月末で保守契約期間が終了することから、業務の一層の効率化と利用者サービスの向上を図るため、新システムを導入することになります。そのため、一定期間の全館休館を行うものでございます。

2番目でございます。区立図書館の全館休館期間は、令和6年12月27日から令和7年1月14日まででございます。

なお、通常休館日となります12月12日・19日・23日・24日、1月15日・16日は代替実施日として全図書館を開館するものでございます。

別紙を御覧ください。こちらは休館日と代替開館日を表したカレンダーになってございます。

まず、12のところ、全館開館A、19全館開館B、23がC、24がD、1月15日がE、16日がBとなっております。こちら注釈が下書いてございますけれども、Aにつきましては、通常第2木曜日が休館となる館につきましては、こちらも全て開館させるものでございます。Bも同様に第3木曜日が休館日となっている記載の館につきまして開館するものでございます。Cにつきましても、月曜日が休館日のところを開館する、Dにつきましては、火曜日が休館日のところを開館する、Eにつきましては、この13日が成人の日の祝日になりますので、その振替休館日となっていますこちらの館につきましても、全館開館するものでございます。

1枚目にお戻りください。

3番の新システム使用期間でございますけれども、令和7年1月から令和11年12月までの予定としてございます。契約締結者は、トーテックアメニティ株式会社。

5番目の新たに導入するサービスとしましては、電子書籍の連携機能、2番目としまして、スマートフォン等に利用者カードのバーコードを表示させる機能、3番目としまして、貸出履歴管理機能を新たに搭載する予定でございます。

次のページを御覧ください。

今後のスケジュールでございます。

10月8日に常任委員会でございます文教子ども家庭委員会で報告をさせていただき、12月25日号の広報新宿に掲載を予定してございます。12月26日に現行システムが終了いたしまして、12月27日から翌年の1月14日まで全館休館をしまして、データ移行作業等を行うものでございます。そして1月15日に新システムを本稼働させまして、電子図書館サービスを開始させるものでございます。

報告は、以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。報告 1 について、御意見、御質問のある方は、お願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

◆ 報告 2 その他

○教育長 次に、報告 2 のその他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2 時 33 分閉会